

北本市 医療的ケア児保育 利用案内



1 医療的ケアの内容

- 経管栄養 : 経鼻、胃ろう又は腸ろう（持続注入を除く。）
- 吸引 : 口腔、鼻腔、気管カニューレ又は経鼻エアウェイからの喀痰吸引
口腔内持続吸引、気管カニューレ周辺の管理
- 吸入 : ネブライザーによる吸入
- 導尿 : 膀胱留置カテーテルではないもの
- 酸素療法 : 利用中に流量変更の必要がないもの

※ 医療的ケアは、日常生活に必要な生活援助となる医療行為であって、保護者が日常的に家庭内で実施しているものをいい、治療を目的とするもの、体調不良時のみのケア及び季節に限定する医療行為は除きます。

2 対象児童

- 年齢要件 : 入所する日が属する年度の4月1日現在で1歳以上であること。
- 居住要件 : 申請時、保育実施中に北本市に住民票があること。
- 保育要件 : 保護者の就労等の保育要件があること。
- 医療的ケア : 症状や健康状態が安定していること。
医療的ケアが確立し、日常的に家庭内で実施されていること。
集団保育が可能であると主治医が判断していること。
保護者との情報共有、主治医との連携をすることができること。

3 利用日時等

- 入所時期 : 4月1日
- 定員 : 若干名
- 利用日 : 月曜日から金曜日まで（保育所の休園日を除く。）
- 利用時間 : 8時30分から16時30分の範囲内

- ※1 集団保育を行うため、医療的ケア児を隔離した感染症対策等は実施しません。
- ※2 物品の受け渡しやその確認に要する時間は、利用時間に含みます。
- ※3 運動会、遠足その他の行事等により上記日時以外に保育を行うことがあります。

4 実施施設

北本市立東保育所（北本市本宿7丁目80番地1）

- ・医療的ケア児保育の利用には、併せて、保育の給付認定申請・利用申請が必要です。
- ・医療的ケア児保育に係る申請とは別に申請書や必要書類があります。
- ・詳しくは、「北本市保育施設利用案内」をご確認ください。（例年10月初旬に配布開始）

5 手続の流れ

9月以前

事前相談

- ・制度全般、利用開始までの流れなどについて説明し、申請書類をお渡しします。
- ・保護者が作成する書類（申請書・状況票・同意書）について説明します。
- ・主治医が作成する書類（意見書）について説明します。
- ・日程を調整しますので、事前に保育課にご連絡ください。

10月

申請

- ・保育の給付認定申請書・利用申請書を提出してください。
- ・医療的ケア児保育利用申請書を提出してください。
- ・作成に時間がかかる必要書類がありますので、お早めに準備をお願いします。
- ・申請を受領した後、体験保育の日程を調整します。

11月頃

体験保育

- ・東保育所で体験保育を実施します。（半日程度、状況に応じて複数回実施）
- ・体験保育には、児童、保護者、看護師、保育士その他必要な職員が参加します。

12月頃

医療的ケア児保育検討委員会・検討結果通知

- ・申請書類、体験保育結果を踏まえ、医療的ケア児保育の実施の適否を決定します。
- ・実施が不可となった場合には、関係部署と連携し、他の支援やサービスを検討します。

2月頃

利用調整・利用調整結果通知

- ・保育の給付認定・利用に係る決定を通知します。
- ・受入れが不可となった場合には、関係部署と連携し、他の支援やサービスを検討します。

3月頃

必要書類提出・面談実施

- ・意見書の内容を再度確認するとともに、医療的ケア指示書を提出してください。
- ・東保育所との面談により、医療的ケアの実施方法等について確認します。

4月

入所・慣らし保育

- ・保護者同伴にて慣らし保育を実施します。
- ・医療的ケアの内容や配慮すべき事項の確認を実施します。
- ・看護師に医療的ケアの手技を伝達します。

6 確認事項

(1) 申請書類について

- ・申請には、医療機関を受診する必要があります。（主治医が作成する資料が必要）
- ・提出された資料は、関係者に共有されます。
- ・医療機関の受診費用、主治医の文書作成費用等は、保護者負担となります。
- ・提出書類に虚偽や重大な過失が認められた場合は、保育利用を取消す場合があります。

(2) 体験保育について

- ・児童の状況を把握するため、体験保育を実施します。
- ・体験保育の状況は、必要に応じて録画され、関係者に共有されます。

(3) 検討委員会について

- ・体験保育の結果を踏まえ、医療的ケア児保育の実施の適否を決定します。
- ・この適否は、保育所の入所を決定するものではありません。
- ・検討結果が「適」となった場合でも、利用調整により入所できないことがあります。

(4) 医療的ケアについて

- ・医療的ケアの内容に変更が生じた場合は、速やかに相談してください。
- ・変更の内容によっては、保育の利用を継続することができない場合があります。
- ・医療的ケアに必要な器具、消耗品等の費用は、保護者負担となります。
- ・経鼻胃管や腸ろうへの再挿入は、実施しません。

(5) 慣らし保育について

- ・安全に保育を行うため、入所に当たっては、慣らし保育を実施します。
- ・慣らし保育は、保護者が同室又は敷地内に待機している状態で実施します。
- ・保護者は、慣らし保育期間中に、配慮事項及び手技を伝達してください。
- ・慣らし保育期間中に緊急時対応訓練を実施します。
- ・慣らし保育の期間は、保育所が決定します。
（看護師が気管カニューレ及び経鼻エアウェイの再挿入について主治医の承認が得られるまで継続）

(6) その他について

- ・看護師を配置することができない場合は、医療的ケア児保育は実施しません。ただし、看護師に代わり保護者が医療的ケアを行うことができる場合には、実施します。
（例：定時の導尿に合わせて保護者が来所し、医療的ケアを実施する場合）
- ・医療的ケア児保育は、年度ごとに申請が必要です。次年度も医療的ケア児保育を希望する場合は、保育施設の継続利用に係る申請と合わせて、必要書類を提出してください。

< 問い合わせ先 >

北本市こども健康部保育課保育担当
北本市立東保育所（実施保育施設）

☎ 048-594-5538
☎ 048-590-1100